

資料

平成28年6月16日開催

第3回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 十勝岳望岳台防災シェルター条例の制定について ----- 1～ 3

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について ----- 4～ 6

議案第 3号 美瑛町税条例等の一部改正について ----- 7～29

議案第 4号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について ----- 30～35

議案第 5号 美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について ----- 36～38

議案第 6号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る
利用者負担に関する条例の一部改正について ----- 39～44

議案第 7号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について ----- 45～48

○規約の変更

議案第18号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について ----- 49

議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について ----- 50～53

議案第20号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について ----- 54

十勝岳望岳台防災シェルター条例の制定要旨

1 制定の趣旨

十勝岳の突発的な噴火災害等から登山者及び旅行者の生命及び身体を保護するとともに、火山防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりに寄与するために設置する本施設の管理運営について、条例を制定するものです。

2 施設の概要

本施設は、大雪山国立公園内の雄大な山岳自然景観が広がる場所に位置し、十勝岳大正火口から約3kmに位置することから、噴火による噴石に耐え得る構造とするとともに、石貼り外壁や景観色彩を用いるなど、周辺景観に配慮した外観としました。また、内部には美瑛産材カラマツを使用し、緊急退避時には、100人程度が収容できる規模で、3日分の食料や防災物品等を備蓄します。

さらに、床地図、パネルボードの展示や情報モニターを設置し、平常時の来訪者へ火山防災に関する情報提供や火山と共生するまちづくりを発信する機能を兼ね備えます。

(1) 施設位置 字白金（十勝岳望岳台）

(2) 施設構造 鉄筋コンクリート・平屋造

(3) 施設面積 建築面積368.38㎡ 延床面積303.30㎡

(4) 主な配置 ①ポーチ ②風除室 ③ホール ④事務室 ⑤避難スペース
⑥トイレ ⑦物品庫 ⑧機械室

3 施設の管理・運営

町が管理・運営する。

4 制定概要

第1条（目的）

本施設の設置目的を規定

第2条（名称及び位置）

本施設の名称と位置を規定

第3条（事業）

本施設にて行う事業を規定

第4条（開館時間）

本施設の開館時間を規定

第5条（入館料）

本施設の入館に係る入館料（無料）を規定

第6条（施設の一部使用）

本施設の一部使用を規定

第7条（使用許可）

本施設の使用許可を規定

第2項

本施設の使用許可条件を規定

第8条（使用料）

本施設の使用料を規定

第9条（使用料の減免）

本施設の使用料の減免を規定

第10条（使用料の返還）

本施設の使用料の返還を規定

第11条（使用許可の制限）

本施設の使用許可の制限を規定

第12条（使用許可の取消し等）

本施設の使用許可の取消し等を規定

第13条（目的外使用等の禁止）

本施設の使用許可を受けた目的外使用等の禁止を規定

第14条（原状回復）

本施設の使用終了等における原状回復を規定

第2項

原状回復費用の使用者負担を規定

第15条（取消し等による損害の責任）

使用許可取消し等による損害の責めは、町長が負わないことを規定

第16条（行為の制限）

本施設の行為制限を規定

第17条（損害の賠償）

施設等の損害は、原因者負担とし、やむを得ない事由があるときの減免・免除を規定

第18条（施行規定）

本条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任することを規定

附 則

第1項

本条例の施行期日を規定

第2項

経過措置として、使用手続その他準備行為は、本条例の施行日前においても行うことができることを規定

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正要旨

○ 改正要旨

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたことにより、これに関係する「美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について改正するものです。

新	旧
<p>第1条～第8条の2 【略】 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1） 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 （2） 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるもの</p> <p>3 【略】 第8条の4～第18条 【略】 附 則 第1条～第3条 【略】</p>	<p>第1条～第8条の2 【略】 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1） 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 （2） 小学校 _____に就学している子のある職員であって規則で定めるもの</p> <p>3 【略】 第8条の4～第18条 【略】 附 則 第1条～第3条 【略】</p>

新	旧
<p>第1条～第9条 【略】 （職員） 第10条 【略】 2 【略】 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3） 【略】 （4） 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 （5）～（9） 【略】 4及び5 【略】 第11条～第22条 【略】 附 則 第1条～第3条 【略】</p>	<p>第1条～第9条 【略】 （職員） 第10条 【略】 2 【略】 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3） 【略】 （4） 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校_____、高等学校又は中等教育学校の教諭となる 資格を有する者 （5）～（9） 【略】 4及び5 【略】 第11条～第22条 【略】 附 則 第1条～第3条 【略】</p>

美瑛町税条例等の一部改正要旨

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令38号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことにより、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

(1) 通則

① 修正申告書の提出等に伴う延滞金の見直しによる改正

修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備を行うもの。

(第19条)

平成29年1月1日から施行

(2) 町民税

① 法人税割の税率の改正

消費税率（国・地方）の引上げ及び地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴い、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の一部を交付税原資化することに伴い、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることによる改正。（現行税率12.1%を8.4%に改正）

(第34条の4)

平成29年4月1日から施行

② 個人町民税の修正申告書の提出等に伴う延滞金の見直しによる改正

修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人町民税の所得割について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする改正。

(第43条)

平成29年1月1日から施行

③ 法人町民税の修正申告書の提出等に伴う延滞金の見直しによる改正

修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする改正。

(第48条及び第50条)

平成29年1月1日から施行

④ セルフメディケーション(自主服薬)の推進に係る所得控除の導入に伴う改正

現行の医療費控除の特例として、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診や予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品(※)の購入についてセルフメディケーション(自主服薬)推進のための所得控除制度が導入されたことに伴う改正。

(注) この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができなくなる。

(附則第6条)

平成30年1月1日から施行

(3) 固定資産税

- ① 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及びわがまち特例の導入による改正

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、固定価格買取制度(FIT)の対象となる太陽光発電設備が除外され、FIT対象外の自家消費型太陽光発電設備を追加し、自然条件によらず安定的な運用が可能な中小水力・地熱・バイオマス発電設備について特例率が拡充された。この特例措置の適用期間を平成28年4月1日から平成30年3月31日まで延長されることになった。また、この特例措置については、地域の事情に応じて減額割合を市町村が判断できるようにする「わがまち特例」が導入されたことに伴う改正である。

(附則第10条の2)

平成28年4月1日から適用

(4) その他

- ① その他、地方税法の改正等に伴う所要の関連規定の整備

地方税法の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)により改正された地方税法の条文の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行うもの。

(第19条、第56条、第59条、附則第10条の2第4項、附則第10条の3)

平成28年4月1日から適用

第1条による改正 (美瑛町税条例 (昭和47年美瑛町条例第12号))

新	旧
<p>(美瑛町税条例) 第1条～第18条の4 【略】 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項 (第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条 (法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条、第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後のその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 【略】 (2) _____ 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1</p>	<p>(美瑛町税条例) 第1条～第18条の4 【略】 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項 (第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条 (法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条、第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後のその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号 _____ において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、当該各号 _____ に掲げる期間 _____ については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 【略】 (2) 第48条第1項の申告書 (法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____ 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</u></p> <p>(6) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</u></p> <p>第20条～第34条の3 【略】 （法人税割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> <p>第34条の5～第42条 【略】 （普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）</p> <p>第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により 閲覧し、その賦課した税額を変更</p>	<p>項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 【略】</p> <p>第20条～第34条の3 【略】 （法人税割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>第34条の5～第42条 【略】 （普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）</p> <p>第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付するべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因した、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項</p>	<p>し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付するべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因した、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知者が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあつては、第1号に期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過す</p>	<p>の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知者が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>る日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>第44条～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 【略】 2 【略】</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21条の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税率に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による構成があるべきことを予知して当該申告書を提出し</p>	<p>第44条～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 【略】 2 【略】</p> <p>3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21条の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税率に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)で 当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を 提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を 提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による構成があるべきことを予知して当該申告書を提出し</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>た日（法第321条の8第23項の規定の適用がある<u>場合</u>において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 <u>第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正</u></p>	<p>た日（法第321条の8第23項の規定の適用がある<u>場合</u>で_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p><u>の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u></p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第</p>	<p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>第49条 【略】 （法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第50条 【略】</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項、又は第4項の納期限とし_____、納期限の延長があった場合には、その延長された</p>	<p>2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>第49条 【略】 （法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第50条 【略】</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても_____同条第1項、第2項、又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは_____、その延長された</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には_____、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を_____を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を_____を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと_____）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>4 <u>第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合に</u></p>	

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p> <p>第51条～第55条 【略】</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益</p>	<p>第51条～第55条 【略】</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産</p> <hr/> <p>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>第57条～第58条の2 【略】 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第1号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第151条 【略】 附 則 第1条～第5条 【略】 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 <u>平成30年度から平成34年度までの各年度分</u></p>	<p>財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>第57条～第58条の2 【略】 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第1号の5まで又は第12号 _____ の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第151条 【略】 附 則 第1条～第5条 【略】</p> <p>第6条 削除</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p><u>の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>第7条～第10条 【略】 （法附則第15条第2項第1号及び第37項の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 【略】 2～3 【略】 4 <u>法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 5～7 【略】 8 <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 9 <u>法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 10 <u>法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p>	<p>第7条～第10条 【略】 （法附則第15条第2項第1号及び第37項の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 【略】 2～3 【略】 4 <u>法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 5～7 【略】</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p><u>11</u> 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	
<p><u>12</u> 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	
<p><u>13</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p><u>8</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p><u>14</u> 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p><u>9</u> 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p><u>15</u> 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p><u>10</u> 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p><u>16</u> 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p>	
<p><u>17</u> 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p><u>11</u> 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>
<p>第10条の3 【略】 2～7 【略】</p>	<p>第10条の3 【略】 2～7 【略】</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長</p>

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>に提出しなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条 第36項に規定する補助金等 (6) 【略】 9 【略】 第11条～第22条 【略】</p>	<p>に提出しなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 _____ _____ (6) 【略】 9 【略】 第11条～第22条 【略】</p>

第2条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）

新			旧		
第1条及び第2条 【略】 附 則 第1条～第4条 【略】 （町たばこ税に関する経過措置） 第5条 【略】 2 【略】 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第1条及び第2条 【略】 附 則 第1条～第4条 【略】 （町たばこ税に関する経過措置） 第5条 【略】 2 【略】 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） _____による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様	第98条第4項	第34号の2様式又は第	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様

第2条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）

新			旧		
	34号の2の様式	式又は第48号の6様式		34号の2の様式	式又は第48号の6様式
4～6 略			4～6 略		
7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>美瑛町税条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>同条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>新条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第19条	【略】	【略】	第19条	【略】	【略】
第19条第2号	【略】	【略】	第19条第2号	【略】	【略】
第19条第3号		平成27年改正条例 附則第6条第6項の 納期限	第19条第3号	第48条第1項の申告書 (法第321条の8第 22項及び第23項の申 告書を除く。)、第98 条第1項若しくは第2項 の申告書又は第139条 第1項の申告書でその提 出期限	平成27年改正条例 附則第6条第6項の 納期限
	第98 条第1項若しくは第2項 の申告書又は第139条 第1項の申告書でその提 出期限				
第98条第4項	【略】	【略】	第98条第4項	【略】	【略】
第98条第5項	【略】	【略】	第98条第5項	【略】	【略】
第100条の2第 1項	第98条第1項又は第2 項 当該各項	平成27年改正条例 附則第6条第5項 同項	第100条の2 項	第98条第1項又は第2 項 当該各項	平成27年改正条例 附則第6条第5項 同項
第101条第2項	【略】	【略】	第101条第2項	【略】	【略】

第2条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）

新			旧		
8及び9 【略】			8及び9 【略】		
10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	【略】	【略】	第5項	【略】	【略】
第6項	【略】	【略】	第6項	【略】	【略】
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前 項まで	第9項の 同項、第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項 から	第9項 、第5項及び
第7項の表第19条の項	【略】	【略】	第7項の表第19条の項	【略】	【略】
第7項の表第19条第2号の項	【略】	【略】	第7項の表第19条第2号の項	【略】	【略】
第7項の表第19条第3号の項	【略】	【略】	第7項の表第19条第3号の項	【略】	【略】
第7項の表第98条第4項の項	【略】	【略】	第7項の表第98条第4項の項	【略】	【略】
第7項の表第98条第5項の項	【略】	【略】	第7項の表第98条第5項の項	【略】	【略】
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条 第5項	附則第6条第10項にお いて準用する同条第5項	第7項の表第100条の2 第1項の項	附則第6条 第5項	附則第6条第10項にお いて準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	【略】	【略】	第7項の表第101条第2 項の項	【略】	【略】
第8項	【略】	【略】	第8項	【略】	【略】
11 【略】			11 【略】		

第2条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）

新			旧		
12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	【略】	【略】	第5項	【略】	【略】
第6項	【略】	【略】	第6項	【略】	【略】
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前 項まで	第11項の 同項、第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項 から	第11項 、第5項及び
第7項の表第19条の項	【略】	【略】	第7項の表第19条の項	【略】	【略】
第7項の表第19条第2号の項	【略】	【略】	第7項の表第19条第2号の項	【略】	【略】
第7項の表第19条第3号の項	【略】	【略】	第7項の表第19条第3号の項	【略】	【略】
第7項の表第98条第4項の項	【略】	【略】	第7項の表第98条第4項の項	【略】	【略】
第7項の表第98条第5項の項	【略】	【略】	第7項の表第98条第5項の項	【略】	【略】
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	【略】	【略】	第7項の表第101条第2項の項	【略】	【略】
第8項	【略】	【略】	第8項	【略】	【略】
13	【略】		13	【略】	
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ			14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ		

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

平成28年6月16日
第3回美瑛町議会定例会資料

第2条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）

新			旧		
税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	【略】	【略】	第5項	【略】	【略】
第6項	【略】	【略】	第6項	【略】	【略】
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前 項まで	第13項の 同項、第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び
第7項の表第19条の項	【略】	【略】	第7項の表第19条の項	【略】	【略】
第7項の表第19条第2号の項	【略】	【略】	第7項の表第19条第2号の項	【略】	【略】
第7項の表第19条第3号の項	【略】	【略】	第7項の表第19条第3号の項	【略】	【略】
第7項の表第98条第4項の項	【略】	【略】	第7項の表第98条第4項の項	【略】	【略】
第7項の表第98条第5項の項	【略】	【略】	第7項の表第98条第5項の項	【略】	【略】
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	【略】	【略】	第7項の表第101条第2項の項	【略】	【略】
第8項	【略】	【略】	第8項	【略】	【略】
第6条及び第7条 【略】			第6条及び第7条 【略】		

美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日公布されたことにより、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

(1) 地域決定型地方税制特例措置に係る特例の割合

都市再生特別措置法に定める認定誘導事業者が取得した一定の施設に係る課税標準の特例の割合を、5分の4と定める。

(附則第4項)

平成28年4月1日から適用

(2) その他、地方税法の改正に伴う所要の関連規定の整備を行う

(第2条、附則第5項、附則第6項、附則第7項、附則第8項、附則第9項、附則第10項、附則第11項、附則第12項)

平成28年4月1日から適用

新	旧
<p>第1条 【略】 (納税義務者等)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項まで</u>、第26項、第28項から第31項まで、<u>第33項又は第34項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】 (法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u> (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受け</p>	<p>第1条 【略】 (納税義務者等)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第23項、第24項</u>、第26項、第28項又は<u>第30項から第33項まで</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受け</p>

新	旧
<p>る宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から</p>	<p>る宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から</p>

新	旧
<p>第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>

新		旧	
<p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>		<p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	
負担水準の区分	負担調整率	負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの～0.7未満のもの	略	0.9以上のもの～0.7未満のもの	略
<p>11 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第5項及び第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第8項から第10項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第10項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>		<p>10 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項から第9項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第9項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	

新	旧
<p><u>12</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、<u>第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第34項</u>」とあるのは「若しくは<u>第34項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p><u>13</u> 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。</p>	<p><u>11</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第30項から第33項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第30項から第33項まで</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p><u>12</u> 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。</p>

美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正要旨

1 改正要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日公布されたことにより、本条例を一部改正する。

2 改正概要

行政不服審査法の施行（平成28年4月1日）に伴う、所要の規定の整備を行うもの。

平成28年4月1日から施行

第1条による改正（美瑛町固定資産評価審査委員会条例（昭和45年美瑛町条例第4号））

新	旧
<p>(議事についての調書)</p> <p>第13条 書記は、<u>第10条から第12条までに規定するもの</u>の外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 【略】</p>	<p>(議事についての調書)</p> <p>第13条 書記は、<u>前3条</u>に規定するもの外、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 【略】</p>

第2条による改正（美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成28年美瑛町条例第13号））

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 【略】 (適用区分)</p> <p>2 改正後の美瑛町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第9条第2項、第3項及び第5項並びに第14条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合</p> <hr/> <p>_____については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 【略】 (適用区分)</p> <p>2 改正後の美瑛町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第9条第2項、第3項及び第5項並びに第14条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出</p> <hr/> <p>_____について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。</p>

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正要旨

1 改正要旨

平成28年4月から特定教育・保育施設などを利用する低所得世帯及び多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、「子ども・子育て支援法施行令」が一部改正され、子どもが複数いる低所得世帯及びひとり親世帯等の利用者負担（保育料）額の軽減措置が拡充されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

2 改正概要

(1) 低所得世帯の多子軽減措置の拡充

軽減措置の要件を次のとおり改正し、低所得世帯の負担を軽減する。

	教育認定子ども	保育認定子ども
改正前	同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数いる場合は、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料。	同一世帯に小学校就学前までの子どもが複数いる場合は、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料。
改正後	上記に加え、市町村民税所得割の額が77,100円以下の世帯は、最年長の年齢にかかわらず、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料。	上記に加え、市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯は、最年長の年齢にかかわらず、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料。

(2) ひとり親世帯等の軽減措置の拡充

教育認定及び保育認定子どもの利用者負担額については、市町村民税所得割の額が77,100円以下の世帯は、現行の軽減措置に加え、最年長の年齢にかかわらず、最年長の1人目は半額、2人目以降は無料とする。

新				旧				
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)				
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階層区分	定義			階層区分	定義			
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円		第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円		
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額のみの世帯	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみの世帯	ひとり親世帯等	0円	第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額のみの世帯	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみの世帯	0円
			ひとり親世帯等以外	0円				
第3	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額のみの世帯	市町村民税所得割の額77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	4,700円	第3	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	5,700円
				ひとり親世帯等以外				
第4	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額のみの世帯	市町村民税所得割の額211,200円以下の世帯		10,300円	第4	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	10,300円

新				旧									
第5	区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割の額 211,201円以上の世帯	15,500円	第5		市町村民税所得割 課税額211,201円 以上の世帯	15,500円						
備考				備考									
<p>1 <u>所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。</u></p> <p>2 <u>「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。</u></p> <p>(1)～(3) 【略】</p>				<p>1 <u>この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。</u></p> <p>2 <u>支給認定保護者の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、次表に掲げる階層の利用者負担額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 【略】</p>									
<p>3 <u>1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が77,101円以上の世帯で同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</u></p> <p>4 <u>所得割額が77,100円以下の世帯で同一世帯において監</u></p>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>利用者負担額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3</td> <td>市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯</td> <td>4,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の2分の1に相当する額とし、3人目以降については無料とする。</u></p>				階層区分	定義	利用者負担額（月額）	第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	4,700円
階層区分	定義	利用者負担額（月額）											
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	4,700円											

新										旧									
<p>護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、<u>最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</u></p> <p>5 <u>所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</u></p> <p>6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</p>										<p>4 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</p>									
別表第2（第3条関係）										別表第2（第3条関係）									
階層 区分	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）						階層 区分	定義	利用者負担額（月額）							
	定義			3号認定		2号認定						3号認定		2号認定		3号認定		2号認定	
				3歳未満児の場合		3歳児		4歳以上児の場合				3歳未満児の場合		3歳児		4歳以上児の場合			
				標準 時間	短時 間	標準 時間	短時 間	標準 時間	短時 間			標準 時間	短時 間	標準 時間	短時 間	標準 時間	短時 間		
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円		0円		0円		第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円		0円		0円	
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円		0円		0円		第2	市町村民税非課税世帯			6,000円		4,000円		4,000円	
			ひとり親世帯等以外	6,000円		4,000円		4,000円											
第3	市町村民税均等割の額のみ在世帯及び市町村民税所得			11,700円		9,700円		9,700円		第3	市町村民税均等割の額のみ在世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯			12,700円		10,700円		10,700円	

新						旧					
	村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	割の額 48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等以外	12,700円	10,700円	10,700円					
第4		市町村民税所得割の額 48,600円以上 72,800円未満の世帯	ひとり親世帯等	14,600円	12,200円	12,200円	第4	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満の世帯	15,600円	13,200円	13,200円
			ひとり親世帯等以外	15,600円	13,200円	13,200円					
第5		市町村民税所得割の額 72,800円以上 97,000円未満の世帯		19,500円	17,500円	17,500円	第5	市町村民税所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満の世帯	19,500円	17,500円	17,500円
第6		市町村民税所得割の額 97,000円以上 169,000円未満の世帯		24,000円	21,600円	21,600円	第6	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満の世帯	24,000円	21,600円	21,600円
第7		市町村民税所得割の額 169,000円以上 235,000円未満の世帯		35,600円	27,600円	22,700円	第7	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満の世帯	35,600円	27,600円	22,700円
第8		市町村民税所得割の額 235,000円以上の世帯		48,800円	27,600円	22,700円	第8	市町村民税所得割課税額 235,000円以上の世帯	48,800円	27,600円	22,700円
備考						備考					
1 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。						1 この表における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。					
2 【略】						2 【略】					
3 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。						3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合はこの表の規定にかかわらず、それぞれ					

新	旧																
<p>(1) ~ (3) 【略】</p> <p>4 1による市町村民税所得割の額（以下「<u>所得割額</u>」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>5 <u>所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</u></p> <p>6 <u>所得割額77,101円未満のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</u></p>	<p>次表に掲げる利用者負担額とする。</p> <p>(1) ~ (3) 【略】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">階層区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用者負担額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">3号認定</th> <th style="text-align: center;">2号認定</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">3歳未満児の場合</th> <th style="text-align: center;">3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3</td> <td style="text-align: center;">11,700円</td> <td style="text-align: center;">9,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4</td> <td style="text-align: center;">14,600円</td> <td style="text-align: center;">12,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考3の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の2分の1に相当する額とし、3人目以降については無料とする。</p>	階層区分	利用者負担額（月額）		3号認定	2号認定	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2	0円	0円	第3	11,700円	9,700円	第4	14,600円	12,200円
階層区分	利用者負担額（月額）																
	3号認定		2号認定														
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合															
第2	0円	0円															
第3	11,700円	9,700円															
第4	14,600円	12,200円															

美瑛町へき地保育所条例の一部改正要旨

1 改正要旨

平成28年4月から保育施設などを利用する低所得世帯及び多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、「子ども・子育て支援法施行令」が一部改正され、子どもが複数いる低所得世帯及びひとり親世帯等の利用者負担(保育料)額の軽減措置が拡充されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

2 改正概要

(1) 低所得世帯の多子軽減措置の拡充

従来までは同一世帯で2人以上入所している場合の利用者負担額は、2人目半額、3人目以降無料であったが、これに加え、市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯は、最年長の年齢にかかわらず、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料とする。

(2) ひとり親世帯等の軽減措置の拡充

市町村民税所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯等の利用者負担額については、最年長の年齢にかかわらず、最年長の1人目は半額、2人目以降は無料とする。

新			旧	
第1条～第14条 【略】			第1条～第14条 【略】	
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）	
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	階層区分	利用者負担額（月額）
階層区分	定義		生活保護世帯	0円
生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	市町村民税非課税世帯	3,000円
市町村民税非課税世帯	生活保護世帯を除き当該年度分の4月から8月分までの利用者負担額の算定にあたっては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が左欄の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等以外	6,000円
		ひとり親世帯等		3,000円
市町村民税課税世帯				
備考			備考	
1 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。			同一世帯から2人以上の児童を入所させている場合には、2人目は利用者負担額の半額、3人目以降は無料とする。	
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に				

新	旧
<p>児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <p>2 階層区分が市町村民税課税世帯に該当する世帯のうち、所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額（ただし、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童を入所させている場合は、2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>3 階層区分が市町村民税非課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯及び市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得</p>	

新	旧
<p><u>割額が57,700円未満の世帯であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</u></p> <p><u>4 階層区分が市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</u></p>	

新		旧	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
【略】	【略】	【略】	【略】
空知総合振興局 (33)	【略】長幌上水道企業団_____ _____, 奈井江、浦臼町学校給 食組合【略】	空知総合振興局 (34)	【略】長幌上水道企業団、北空知学 校給食組合、奈井江、浦臼町学校給 食組合（略）
【略】	【略】	【略】	【略】
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～8【略】	【略】	1～8【略】	【略】
9 地方公務員災 害補償法（昭和 42年法律第 121号）第 69条の規定に 基づく非常勤の 職員の公務上の 災害又は通勤に よる災害に対す る補償に関する 事務	【略】長幌上水道企業団_____ _____, 奈井江、浦臼町学校給 食組合【略】	9 地方公務員災 害補償法（昭和 42年法律第 121号）第 69条の規定に 基づく非常勤の 職員の公務上の 災害又は通勤に よる災害に対す る補償に関する 事務	【略】長幌上水道企業団、北空知学 校給食組合、奈井江、浦臼町学校給 食組合【略】
10【略】	【略】	10【略】	【略】

新					旧				
<p>第1条 この組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 組合は、別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。</p>					<p>第1条 この組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化を寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 組合は、別表に掲げる地方公共団体（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。</p>				
区分	員数	同左のうち		互選の方法	区分	員数	同左のうち		互選の方法
		市	町村				市	町村	
市町村長	15人	1人	14人	市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域ごとに1人を互選する。	市町村長	15人	1人	14人	市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内ごとに1人を互選する。
市町村の 議会議長	15人	1人	14人		市町村の 議会議長	15人	1人	14人	
第6条～第15条まで 【略】					第6条～第15条まで 【略】				

新		旧	
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村		別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名	
区分	市町村	区分	市町村及び市町村の一部事務組合
市	根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美瑛市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市	市	根室市 滝川市 江別市 深川市 砂川市 富良野市 恵庭市 伊達市 芦別市 歌志内市 赤平市 美瑛市 北広島市 石狩市 三笠市 士別市 北斗市 名寄市
石狩管内	当別町、新篠津村	石狩管内	当別町 新篠津村
渡島管内	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町	渡島管内	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 長万部町 森町 八雲町
檜山管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	檜山管内	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
後志管内	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二七コ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	後志管内	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二七コ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
空知管内	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦白町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町	空知管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦白町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 栗山町
上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町	上川管内	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 幌加内町
留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	留萌管内	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町	宗谷管内	猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 枝幸町 幌延町
オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽	オホーツク管内	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 遠軽

新		旧	
	町、大空町、湧別町		町 大空町 湧別町
胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町	胆振管内	厚真町 豊浦町 壮瞥町 白老町 安平町 むかわ町 洞爺湖町
日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町	日高管内	平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 日高町 新ひだか町
十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町	十勝管内	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 本別町 豊頃町 浦幌町 足寄町 陸別町
釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路管内	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町	根室管内	別海町 標津町 中標津町 羅臼町
(2) 一部事務組合及び広域連合			
区分	一部事務組合及び広域連合	一部事務組合	石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合
石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合	(石狩)	
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合	(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務組合 渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合	(檜山)	北部桧山衛生センター組合 南部桧山衛生処理組合 江差町ほか2町学校給食組合 檜山広域行政組合
後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合	(後志)	北後志衛生施設組合 羊蹄山麓環境衛生組合 南部後志環境衛生組合 岩内地方衛生組合 羊蹄山ろく消防組合 岩内・寿都地方消防組合 北後志消防組合 南部後志衛生施設組合
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防	(空知)	長幌上水道企業団 北空知衛生センター組合 北空知学校給食組合 奈井江、浦臼町学校給食組合 空知教育センター組合 中空知衛生施設組合 南空知公衆衛生組合 中空知広域市町村圏組合 西空知広域水道企業団 滝川地区広域消防事務組合 深川地区消防組合 砂川地区広域消防組合 南空知消防組合 砂川地区保健衛生組合 北空知葬斎組合 月新水道企業団 桂沢水道企業団 北空知広域水道企業団 石狩川

新		旧	
	組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合		流域下水道組合 中空知広域水道企業団・南空知葬斎組合・空知中部広域連合
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合	(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合
留萌管内	羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合	(留萌)	羽幌町外2町村衛生施設組合 北留萌消防組合
宗谷管内	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合	(宗谷)	南宗谷衛生施設組合 利尻郡清掃施設組合 南宗谷消防組合 利尻礼文消防事務組合 利尻郡学校給食組合 利尻島国民健康保険病院組合 西天北五町衛生施設組合
オホーツク管内	斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合	(オホーツク)	斜里郡3町終末処理事業組合 美幌・津別広域事務組合 斜里地区消防組合 遠軽地区広域組合 西紋別地区環境衛生施設組合
胆振管内	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合	(胆振)	西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合
日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合	(日高)	日高東部衛生組合 日高地区交通災害共済組合 日高東部消防組合 日高中部消防組合 日高中部衛生施設組合 日高西部消防組合 平取町外2町衛生施設組合 日高中部広域連合
十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合	(十勝)	南十勝複合事務組合 池北三町行政事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合 とかち広域消防事務組合
釧路管内	川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団	(釧路)	川上郡衛生処理組合 釧路北部消防事務組合 釧路東部消防組合 釧路白糠工業用水道企業団
根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合	(根室)	根室北部衛生組合 根室北部消防事務組合 中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合
		(札幌)	北海道市町村総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 石狩西部広域水道企業団

新	旧
<p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 【中略】</p> <p>西天北五町衛生施設組合</p> <hr/> <p>南渡島衛生施設組合 【後略】</p>	<p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 【中略】</p> <p>西天北五町衛生施設組合</p> <p><u>北空知学校給食組合</u></p> <p>南渡島衛生施設組合 【後略】</p>

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
朗根内上俵真布線 道路改良舗装工事	道路改良・舗装 L=620m 道路土工、法面工、舗装工、 道路付属施設工、構造物撤去 工 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町旭町1丁目6番17号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 濁沼 圭一	円 39,096,000	工期 自平成28年6月10日 至平成28年9月20日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. フクハラ建運(株) 6. (株)丸善建設 (第1回目落札) (落札率96.6%)
丸山公園改修工事 (第1工区)	公園改修工事 一式 (敷地造成工 雨水排水設備工 (地下排水L=665m) グラウンド・コート舗装工 (クレイ舗装 A=3,335 m ² ほか) 構造物撤去工 仮設工	指名競争入札 による落札	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運 株式会社 代表取締役 福原 福博	円 34,128,000	工期 自平成28年6月10日 至平成28年9月20日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. フクハラ建運(株) 6. (株)丸善建設 (第1回目落札) (落札率97.8%)

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
道路維持資材庫建設 工事	木造平屋建 建築面積 204.80 m ² 延床面積 194.40 m ² 建築主体工事、電気設備工 事、機械設備工事 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町丸山1丁目7番6号 有限会社 新栄建設 代表取締役 山本 正	円 28,944,000	工期 自平成28年6月2日 至平成28年9月30日 1. (株)清水組 2. (有)新栄建設 3. (有)大創ホーム 4. 畠山建設(株) 5. (株)丸善建設 (第1回目落札) (落札率94.8%)
本通りポケットス ペース整備工事	広場整備工 一式 (敷地造成工、植栽基盤工 植栽工 園路広場整備工 (ILB舗装 A=165 m ² ほか) 修景施設整備工 (花壇 N=3 基ほか) サービス施設整備工 (ベンチ N=4 基) 建築施設組立設置工 (パーゴラ N=1 基) 仮設工	指名競争入札 による落札	美瑛町本町4丁目3番1号 株式会社 西森組 代表取締役 西森 和弘	円 30,024,000	工期 自平成28年6月1日 至平成28年8月30日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. フクハラ建運(株) 6. (株)丸善建設 (第1回目落札) (落札率97.8%)